

令和 6 年 9 月 2 日

校則について

1. 以下の文書は、「令和 6 年度 三年間の生活必携」の生活指導に関連した部分の抜粋です。
2. 校則及びその運用については、生徒・保護者・教職員が協議し、課題を抽出して点検、改善していくこととしています。

3 生活指導についての説明事項

本校では、「学力・人柄・健康」の校是のもと、生徒が心身の発達の過程にあること、また学校が集団活動の場所であることを踏まえた“厳しいなかにも温かみのある生徒指導”を行っています。その教育効果を發揮させるため、必要な事項を定めた「生徒心得」に基づき学校の教育活動全般において指導を行います。

また、「生徒心得」は何のために設けられているかを理解し、生徒が自分事として自主的に規定を守ることが重要ですので、「生徒心得」の見直しには生徒やPTAの参画を求めていきます。

生徒心得

岡豊高校の生徒は、常識ある態度を保持し、判断力と行動力を身に付けた社会の健全な形成者として必要な公民的資質を養うため、生徒一人ひとりの人格が尊重されながら、よい秩序のもとに勉学に励み、教養を深めなければならない。岡豊高校の生徒は以下に定める規定をよく理解し、本校生徒であることに誇りと自信をもって積極的・能動的な学校生活を送るよう努力しなければならない。

[1] 礼儀

- (1) 言葉づかいや基本的生活態度は、その人の人格のあらわれであることを自覚し、常に品位を保ち礼儀正しい行動をとるよう心がけること。
- (2) 言葉は慎重かつ丁寧に選択し、他人に迷惑や不快感を与えるような言動は慎むこと。
- (3) 来客や教職員に対して、挨拶するように心がけること。
- (4) 校舎内では大声を出してはしゃぐ等、粗雑な態度をとることは慎むこと。
- (5) 食事をとる際はエチケットを守ること。

[2] 校内生活

- (1) 規律を重んじ秩序のある学校生活を送ること。
- (2) 登校は午前8時40分までに、下校は午後5時までにすること。部活動については別に定める。
- (3) 登校時より下校時までは許可なく外出しないこと。
- (4) 部活動の部室は放課後に使用するものとする。やむをえず使用する場合は顧問の許可を得ること。
- (5) 持ち物には必ず記名し盗難紛失に留意すること。
- (6) スマートフォン・携帯電話は学校内使用禁止とする。登校時に個人ロッカー内に納め、校舎内には持ち込まないこと。行事や指導上必要な場合に使用を許可することがある。
- (7) 学校内での選挙運動や政治的活動は禁止する。

[3] 学習

- (1) 学習を学校生活の第一義と心得、学習活動の中心は授業であることをよく認識すること。
- (2) 授業を大切にすることはもちろんのこと、知識や技能の習得にとどまらず、何事にも進んで取り組むよう努力すること。
- (3) 始業合図で直ちに学習が始まられるよう教室内に着席または指定された場所に集合すること。
- (4) 予習、復習を自発的に着実に行うよう努力すること。
- (5) 自習は原則として教室で静粛に行い、授業時間中はその場を離れないこと。

[4] 試験

- (1) 試験には真剣な態度で臨み、平素の実力を十分發揮できるよう努力すること。
- (2) 不正行為は絶対にしないこと。
- (3) 試験の際は出席番号順または決められた順番に着席すること。
- (4) 筆記用具、その他特に指定されたもの以外はパック等に入れて廊下または教室に整然と置くこと。
机の中には何も入れないこと。
- (5) 試験中は筆記用具や消しゴムなどの物品の貸借など、疑わしい行為をしないこと。
- (6) 試験に遅刻した者は試験を受けることはできるが時間延長はしない。
- (7) 試験を途中で提出することはできない。
- (8) スマートフォン等の情報機器を試験教室内に持ち込んだことが判明したときは、使用の有無にかかわらず不正行為と見なされる場合がある。
- (9) 定期試験の時間割発表は試験の1週間前に行う。

[5] 交友

- (1) 交友関係は人格形成上きわめて重要な事柄である。励まし合い、助け合い、互いに信頼されるように心がけること。
- (2) 男女の交際は健全で清純明朗にし、他人の誤解を招かないよう心がけること。
- (3) 物品、金銭の貸借はつとめて避けるよう心がけること。

[6] 頭髪・服装・所持品等

- (1) 本校の生徒は別記「高知県立岡豊高等学校 服装・頭髪・所持品の規定」を守ること。
- (2) 華美でなく清潔で年齢や身分に相応した頭髪・服装を保持すること。また、必要以上に高価でない適切な所持品を携行すること。
- (3) 華美とは、はなやかすぎて不相応なことを意味し、奇抜なもの含めて高校生の本分の妨げになる頭髪・服装は避けること。
- (4) 当年の気候状況に応じて冬服・合服・夏服それぞれの期間及びその移行期間を設ける。

[7] 校外生活

- (1) 課業時間外でも岡豊高校生としての自覚を忘れず、礼儀を重んじた態度を心がけること。青少年保護育成条例等の関係法規を順守し、品位を保った行動をとること。
- (2) 登校するときは必ず制服を着用すること。ただし、部活動練習等で登校する場合は部活動指定の服装でもよい。
- (3) 外出する時は生徒証明書を携行することが望ましい。
- (4) 外泊をする際は必ず保護者の了解を得ること。保護者や引率教員不在の場所への外泊を禁止する。
- (5) パチンコ、競馬場、競艇場、競輪場、麻雀クラブ、未成年者禁止映画への立ち入りは禁止する。また、保護者同伴でないカラオケボックス及び16歳未満の保護者同伴でない生徒のゲームセンターの立ち入りも禁止する。
- (6) よさこい鳴子踊りに参加する生徒は、参加許可願いを生徒指導部に提出すること。
- (7) 校外で選挙運動や政治的活動を行う場合、生徒の学業や生活に支障があったり学校教育の円滑な実施に支障があったりする場合は禁止する。

【参考】青少年保護育成条例及び風営法適正化施行条例の主な規定

- ・保護者は午後10時から翌日の午前4時までの間に青少年を外出させてはならない。
- ・16歳未満は、保護者同伴でも午後6時からゲームセンターに立ち入ることはできない。

[8] 交通安全

- (1) 交通に関する法規を順守し、自己の安全に留意するとともに、他人に危害を加えることがないよう最新の注意をすること。
- (2) 自転車通学を希望する者は、ホーム担任を通じて許可願いを生徒指導部へ提出すること。許可を受けた際は自転車に学校指定の通学許可ステッカーを後部泥よけ等の見やすい位置に貼ること。
- (3) 自転車は所定の場所に整頓しておくこと。また、必ず施錠すること。
- (4) 自転車通学者は保険への加入や自転車用ヘルメットの購入を行い、不慮の事態に備えておくことが望ましい。
- (5) 運転免許の取得は許可しない。ただし、特別な事情でその必要が生じた場合は事前にホーム主任を通じて生徒指導部に申し出ること。
- (6) 交通事故や交通違反が発生した場合、直ちにホーム担任または生徒指導部に届け出ること。
- (7) 列車、電車、バス等の公共交通機関を利用して通学する生徒は、利用上の規則をよく守って他人の迷惑にならないよう心がけること。
- (8) 交通違反等を繰り返し、指導を受けた生徒については通学許可を取り消すことがある。

【参考】道路交通法等の主な規定

- ・安全運転の義務…道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。
- ・車道通行の原則…自転車は原則として車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。
- ・夜間、前照灯及び尾灯の点灯…夜間自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。
- ・並進の禁止…「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。
- ・二人乗り、傘さし運転、運転中の携帯電話使用、イヤホン等を使用して自転車を運転する行為の禁止

[9] アルバイト

- (1) アルバイトをするときは必ず事前にホーム担任及び生徒指導部に届け出ること。
- (2) 高校生の出入りが禁止されている場所や立ち入りが不適切と思われる場所でのアルバイトは禁止する。また、学業が著しく不振の場合は禁止することがある。
- (3) アルバイトをするときは勉学がおろそかにならないように心がけること。
- (4) アルバイトをするときは午後10時までに帰宅すること。
- (5) 同一のアルバイト先であっても、毎年届け出ること。

[10] 保健衛生

- (1) 規則正しい生活習慣を身につけること。
- (2) 自分の健康に关心を持ち、進んで健康の保持増進に努めること。
- (3) 日頃から適度な運動を継続して行い、心身を鍛えておくこと。
- (4) 身のまわりを常に清潔に保つこと。
- (5) 校舎内外の清掃の徹底に努めること。
- (6) トイレ、その他不潔になりやすい場所は汚さないように努めること。
- (7) 報告が必要な感染症にかかった場合は速やかに学校へ連絡すること。

要許可事項一覧

次の場合は事前に届け出で、許可を受けなければならない。その際はまず()に書いてある教員に口頭で申し出て届け出に必要な説明を受けること。所定の用紙が必要な場合は事柄のある日より前に作成・提出を済ませること。

- (1) 息学、休学、復学、転学をするとき (ホーム担任)
 - (2) 登校後に外出しようとするとき (ホーム担任)
 - (3) 正規の服装で通学できないとき (ホーム担任を通じて生徒指導部)
 - (4) 休日、休業中に校舎、校具を使用するとき (当該区域、工具を管理する教科又は校務分掌)
 - (5) 体育館やグラウンド等の体育関係施設設備を使用するとき (体育科)
 - (6) 特別教室を、その目的以外に使用するとき (当該区域を管理する教科又は校務分掌)
 - (7) 自転車通学を希望するとき (ホーム担任を通じて生徒指導部)
 - (8) 運転免許を取得しようとするとき (ホーム担任を通じて生徒指導部)
 - (9) 掲示物、展示物、印刷物を掲示、展示、または配布するとき (生徒指導部)
 - (10) 校内で署名活動を行うとき (生徒指導部)
 - (11) 放送を行うとき (関係教員)
 - (12) 校内外での募金活動や物品の販売を行うとき (生徒指導部)
 - (13) 校内で集会や親睦会、送別会を行うとき (生徒指導部)
 - (14) 校舎内に携帯電話を持ち込むとき (関係教員を通じて生徒指導部)
- ◎部活動に関する事柄については毎年度当初に顧問会で周知する。手続きは顧問教員を通じて行うこと。
- ◎生徒会としての活動については生徒会担当教員を通じて行うこと。
- ◎事柄によっては保護者を通じて願い出るものとする。

要届出事項一覧

次の場合は事前に届け出なければならない。その際はまず（ ）に書いてある教員に口頭で申し出で届け出に必要な説明を受けること。所定の用紙が必要な場合は事柄のある日より前に作成・提出を済ませること。

- (1) 欠席、遅刻、早退及び欠課するとき（ホーム担任）
- (2) 忌引取り扱いになったとき（ホーム担任）
- (3) 定期試験を欠試したとき（ホーム担任）
- (4) 住所変更（下宿を含む）、保護者、保証人の異動、不幸、災害等があったとき（ホーム担任）
- (5) 生徒カード、その他記載事項に変更があったとき（ホーム担任）
- (6) 校内において校舎、校具等の物品を破損、汚損したとき（ホーム担任を通じて生徒指導部）
- (7) 校内で所持品が紛失または盗難にあったとき（生徒指導部）
- (8) 校内で拾得物があったとき（生徒指導部）
- (9) 生徒証明書を紛失したとき（生徒指導部）
- (10) 負傷その他事故のあったとき（ホーム担任を通じて生徒指導部）
- (11) 健康上の理由によって保健室で休養するとき（保健室）
- (12) 校外において補導をうけたとき（ホーム担任を通じて生徒指導部）
- (13) 交通違反をしたとき（ホーム担任を通じて生徒指導部）
- (14) アルバイトをするとき（生徒指導部）
- (15) 本人または家族の者が届出が必要な感染症等にかかったとき（ホーム担任）
- (16) 学割証やその他の証明証の交付を受けようとするとき（事務室及びホーム担任）
- (17) 下宿をして通学しようとするとき（ホーム担任を通じて生徒指導部）
- (18) よさこい鳴子踊りに参加するとき（生徒指導部）

〔参考1〕高知県立岡豊高等学校 服装・頭髪に関する指導方針

指導項目			指導方針	
頭髪	男子	頭髪の長さ 前	目にかかるない程度	
		横	耳にかぶさらない程度	
		後	襟にかかるない	
	その他		パーマやカール、毛染め、脱色、眉・額の剃り込み等人工的に手を加えることは禁止	
	女子	頭髪の長さ	式典等学校が指示する場合には、肩よりも長いものは編むか結ぶこと	
		その他	パーマやカール、毛染め、脱色、眉・額の剃り込み等人工的に手を加えることは禁止	
服装	男子	冬上着	岡豊高校制服（手を加えたものは不可）	
		夏の上着	岡豊高校制服（手を加えたものは不可）	
		ズボン	岡豊高校指定ズボン（手を加えたものは不可） ノーベルト、サスペンダーは禁止	
		その他	ベルト 色は黒又はこげ茶の無地で幅は2～3cmとし常用する	
			靴 華美でない通学に適したもの。革靴は、黒又は茶のローファー。（ブーツ・厚底又はヒールの高いものは不可）	
			靴下 白色又は黒色（足首両側のワンポイント可。式典時は白色のものとし、くるぶしを完全に覆うものを着用すること）	
			防寒具 自身の所有しているマフラー・手袋、コート、ダウンジャケット等（学校としての品位を問われるようなものは不可）とし、校舎内での着用は禁止する。	
			アンダーウェア 色は指定しないが、透けることで制服の色が大きく変わって見えたり、襟・袖口・裾からはみ出したりしないこと。	
	女子	冬上着	岡豊高校制服（手を加えたものは不可）	
		夏の上着	岡豊高校制服（手を加えたものは不可）	
		スカート	膝が隠れる程度とする（手を加えたものは不可） 数は28本（車ひだ）	
			ベルト、サスペンダーは禁止	
		その他	靴 華美でない通学に適したもの。革靴は、黒又は茶のローファー。（ブーツ・厚底又はヒールの高いものは不可）	
			靴下 白色又は黒色（足首両側のワンポイント可。式典時は白色のものとし、くるぶしを完全に覆うものを着用すること）	
			ストッキング・タイツ ストッキングはベージュ色の目立たないもの。タイツは黒色とする。	
			防寒具 学校指定のコートの他、自身の所有しているマフラー・手袋、コート、ダウンジャケット等（学校としての品位を問われるようなものは不可）とし、校舎内での着用は禁止する。	
			カーディガン セーラー服（冬服）を着用する者は制服と同色のカーディガンに限り校舎内での着用を認める。	
			アンダーウェア 色は指定しないが、透けることで制服の色が大きく変わって見えたり、襟・袖口・裾からはみ出したりしないこと。	
その他	装飾品		ピアス、イヤリング、指輪、シュシュ等は禁止	
	ヘアピン等		アメリカピンの他、大きすぎず黒・紺・茶の色の物は可とする。髪を束ねるゴムひもも同色とする。	
	化粧		口紅、ファンデーション、マニキュア、アイシャドウ、色付きリップクリーム、色付き日焼け止め等は禁止	
	所持品		携帯電話等の通信機器の校内への持ち込みは、昇降口の個人ロッカーまでとする。校外で電源を切り、朝のS・H前に個人ロッカーへ入れること。（敷地内での使用は禁止） その他学習に不必要的ものは持ち込み禁止	
	バッグ等		必要以上に華美でないものとする。形状は特に指定しない。	
	傘・レインコート・雨靴		特に指定しない	

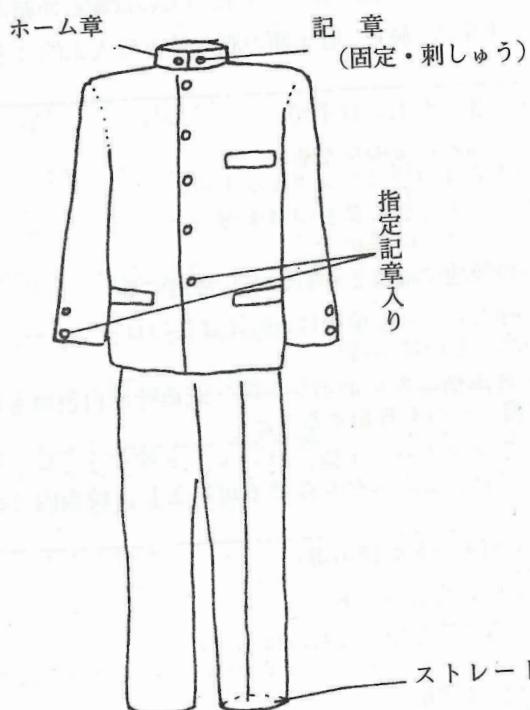
*制服等譲り受けた者は、生徒指導部まで申し出を行い必ず許可を得ること。

なお、服装・頭髪等個人で判断しにくい場合は生徒指導部に相談・確認するなどしてください。

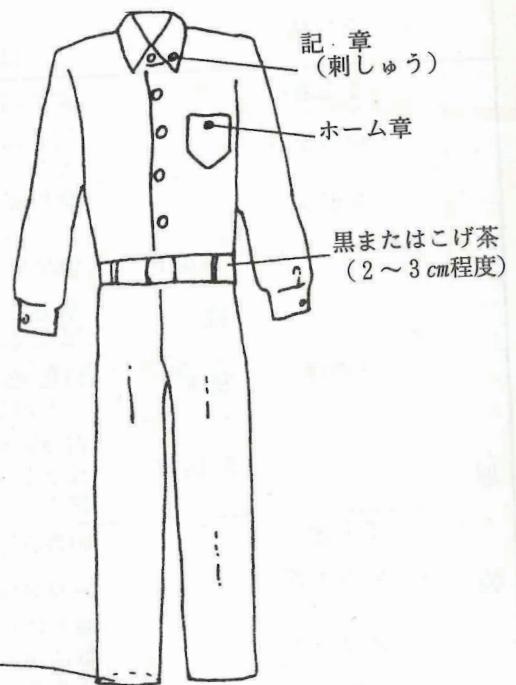
[参考1] 岡豊高等学校の男女制服

男 子

冬 制 服



合 制 服



夏 制 服

